

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年6月7日)

- 1 法人・団体指導検査体制の強化について 【地域振興課】・・・1ページ
- 2 平成24年度の鳥取県への移住定住状況について 【とっとり暮らし支援課】・・・3ページ
- 3 買い物不便相談窓口の開設について 【とっとり暮らし支援課】・・・5ページ
- 4 J R西日本米子支社と鳥取県の連携会議の設置について 【交通政策課】・・・6ページ
- 5 学校法人鶴鳴学園による中高一貫校設置に係る認可について 【教育・学術振興課】・・・7ページ

地 域 振 興 部

法人・団体指導検査体制の強化について

平成25年6月7日
行財政改革局業務効率推進課
行政監察・法人指導課
地域振興課
環境立県推進課
商工政策課

法人・団体の指導検査体制については、監査委員や議会からその強化を図る必要性について意見をいただいているところですが、このたび、次のとおり全庁的な体制を整備することとしましたので、報告します。

1 趣旨

現在、各所管部局が実施している法人・団体の指導検査のうち、その実情から特に必要があると認められる事案については、総務部行政監察・法人指導課が全庁を統轄し、所管部局に加えて他部局の検査担当職員等も活用した柔軟かつ的確な指導検査体制を一時的に編成して対応できるようにするもの。

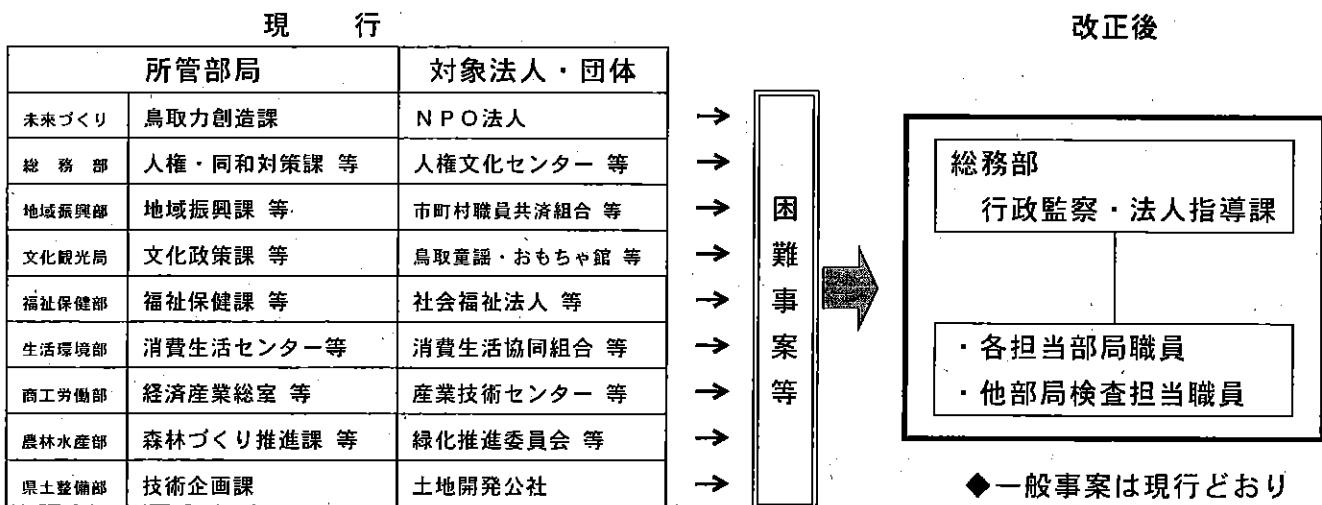
＜現状等＞

- ・特例民法法人の指導検査、農林水産関係団体の検査については、総務部行政監察・法人指導課が一元的に実施している。
- ・その他の法人・団体の指導検査については、各所管部局が実施している。
- ・平成22年度の監査委員による行政監査の意見をはじめとして、議会においても法人・団体の指導検査体制の強化の必要性について意見をいただいているところ。
- ・本年度、総務部に行政監察監を統合し、組織、人員を有効活用することで体制強化したところであり、その新たな体制を活かして法人・団体指導検査体制についても強化を図るもの。

2 鳥取県行政組織規則の改正

- ・同規則の行政監察・法人指導課に係る所掌事務に「その他の法人及び団体の検査及び指導のうち知事が特に指定する事案に係るものに関すること。」を追加する改正を行う。

＜改正イメージ図＞



※指導検査対象法人・団体等の詳細は、裏面に記載。

県が行う指導検査対象法人・団体

(平成25年6月3日現在)

部局	所属名	指導検査対象団体・法人名
未来づくり推進局	鳥取力創造課 (各総合事務所) (地域振興部東部振興課)	NPO法人
総務部	政策法務課	行政書士法人
	行政監察・法人指導課	特例民法法人、農業協同組合及び同連合会、森林組合及び同連合会、水産業協同組合及び同連合会、農業共済組合
	人権・同和対策課	鳥取県人権文化センター
地域振興部	地域振興課	鳥取県市町村職員共済組合
	交通政策課	智頭急行
	教育・学術振興課	学校法人 鳥取環境大学
	情報政策課	鳥取県情報センター
文化観光局	文化政策課	鳥取県文化振興財団、鳥取童謡・おもちゃ館
	交流推進課	鳥取県国際交流財団、因幡街道ふるさと振興財団
	観光政策課	鳥取県観光事業団、とっとりコンベンションビューロー
福祉保健部	福祉保健課	社会福祉法人
	医療政策課	医療法人 鳥取県臓器・アイバンク
	医療指導課	国民健康保険組合 国民健康保険団体連合会
生活環境部	水・大気環境課	鳥取県天神川流域下水道公社 中海水鳥国際交流基金財團
	循環型社会推進課	鳥取県環境管理事業センター
	くらしの安心推進課	生活衛生同業組合 鳥取県生活衛生営業指導センター 鳥取県食鳥肉衛生協会
	消費生活センター	消費生活協同組合
	住宅政策課	鳥取県住宅供給公社 鳥取県宅地建物取引業協会 鳥取県建築士会 鳥取県建築事務所協会
商工労働部	経済産業総室	鳥取県産業技術センター 鳥取県産業振興機構 鳥取県信用保証協会 商工会議所 商工会・商工会連合会 鳥取県中小企業団体中央会
	雇用人材総室	職業訓練法人 職業能力開発協会 ふるさと鳥取県定住機構 千代三洋工業
	市場開拓課	地方卸売市場
農林水産部	経営支援課	鳥取県農業会議 鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取県農業信用基金協会
	生産振興課	鳥取県野菜価格安定基金協会 鳥取県果実生産出荷安定基金協会
	畜産課	鳥取県畜産振興協会 鳥取県畜産推進機構
	農地・水保全課	土地改良区、土地改良事業団体連合会
	林政企画課	鳥取県造林公社 鳥取県林業担い手育成財団
	森林づくり推進課	鳥取県緑化推進委員会
	水産課	鳥取県栽培漁業協会 鳥取県魚の豊かな川づくり基金 鳥取県漁業信用基金協会
県土整備部	技術企画課	土地開発公社

平成24年度の鳥取県への移住定住状況について

平成25年6月7日
とっとり暮らし支援課

○平成24年度の本県への移住定住者数は、706人（前年：504人）、434世帯（前年：299世帯）であった。

※平成23年度から26年度までの4年間における2千人の受入目標に対して、前半の2年間で1210人に達した。

<主な特徴>

- ・20～30代の移住者が多い。
- ・近畿（大阪府、兵庫県）・中国地方（島根県、広島県）からの移住者が多い。
- ・就職、田舎暮らし、農林水産業を目的とした移住者が多い。

○前年度と比較し、就職、田舎暮らしを目的とした移住者が大きく伸びている。

→要因として考えられるもの：東日本大震災を契機とした安全志向の高まり
特定企業の工場新設に伴う移住 など

1 年代別の状況

○20～30代の移住者が多い。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・20代以下：143世帯（33.0%） | ・50代：36世帯（8.3%） |
| ・30代：118世帯（27.2%） | ・60代以上：77世帯（17.7%） |
| ・40代：60世帯（13.8%） | |

2 移住前地域別・U/Iターン別の状況

○U/Iターンともに、近畿・中国地方からの移住者が多い。

（単位：人）

移住前	人 数	U/Iターン内訳	
		Uターン	Iターン
北海道・東北地方	33	13	20
関東地方	132	74	58
中部地方	56	31	25
近畿地方	199	104	95
中国地方	177	100	77
四国地方	63	8	55
九州・沖縄地方	20	7	13
国外	26	16	10
合 計	706	353	353

移住前都道府県 上位5県		
	Uターン	Iターン
1位	大阪府 56人	高知県 51人
2位	東京都 43人	兵庫県 43人
3位	島根県 38人	大阪府 37人
4位	兵庫県 33人	東京都 34人
5位	広島県 32人	島根県 26人
		広島県 26人

3 移住目的別の状況

○移住目的別にみると、就職（132世帯）を目的とする移住が多く、次いで、田舎暮らし（83世帯）、農林水産業（35世帯）を目的とした移住が多い。

<移住目的別・年代別の状況>

- ・若年齢者層では、就職を目的とする移住が多い。
- ・高年齢者層では、田舎暮らしを目的とする移住が多い。

<参考>

○移住目的別・年代別 移住世帯数

移住目的	~20代		30代		40代		50代		60代~		合 計	
	世帯数 (世帯)	構成比										
農林水産業	8	7.1%	14	13.5%	9	19.6%	2	7.1%	2	3.2%	35	9.9%
田舎暮らしを志向	8	7.1%	17	16.3%	10	21.7%	8	28.6%	40	63.5%	83	23.4%
企業等への就職	57	50.4%	41	39.4%	19	41.3%	13	46.4%	2	3.2%	132	37.3%
起業	5	4.4%	8	7.7%	1	2.2%	1	3.6%	0	0.0%	15	4.2%
結婚・子育て	11	9.7%	11	10.6%	4	8.7%	0	0.0%	1	1.6%	27	7.6%
介護	0	0.0%	2	1.9%	0	0.0%	3	10.7%	5	7.9%	10	2.8%
東日本大震災からの避難	7	6.2%	7	6.7%	2	4.3%	0	0.0%	3	4.8%	19	5.4%
退職・卒業等による帰郷	13	11.5%	2	1.9%	1	2.2%	1	3.6%	9	14.3%	26	7.3%
土地・家屋の取得	3	2.7%	2	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.4%
その他	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	2	0.6%
計	113	100.0%	104	100.0%	46	100.0%	28	100.0%	63	100.0%	354	100.0%

※移住目的が不明な者（80世帯）を除く。

○市町村別 移住定住者数

(単位：人)							
市町村名	移住者数	市町村名	移住者数	市町村名	移住者数	市町村名	移住者数
鳥取市	209	若桜町	8	琴浦町	16	伯耆町	67
米子市	61	智頭町	63	北栄町	66	日南町	41
倉吉市	28	八頭町	5	日吉津村	5	日野町	17
境港市	22	三朝町	5	大山町	67	江府町	15
岩美町	4	湯梨浜町	3	南部町	4	合計	706

買い物不便相談窓口の開設について

平成25年6月7日
とっとり暮らし支援課

県内の中山間地域において買い物等に不便を感じておられる方々への情報提供や移動販売事業者等に対する助言等を行うとともに、得られた情報を基に中山間地域で暮らす上で必要な買い物支援対策を検討するため、買い物不便相談窓口をとっとり暮らし支援課内に開設しました。

- 1 窓口開設日 平成25年6月3日（月）
- 2 業務内容
 - (1) 中山間地域に居住する方々を対象とした買い物不便に関する相談対応及びその解消に向けた関係者等との連絡調整
 - (2) 中山間地域の買い物不便地域において事業実施を検討されている移動販売事業者等を対象に、買い物不便解消を図るために活用可能な助成事業等の情報提供
- 3 相談窓口 買い物不便相談窓口専用ダイヤル080-2934-3053又は(0857)26-7129
(月～金、午前8時30分～午後5時15分)
- 4 窓口対応者 中山間地域振興担当職員
- 5 相談後の対応 相談内容をもとに該当市町へ情報提供し、関係者を交えて可能な対応方法を検討、対処するとともに、今後の買い物支援対策の参考とする。

【参考】県内中山間地域における県等の支援による移動販売車及び店舗の状況（H21～24年度）

市町	事業者	取組内容	対象地区	販売開始
鳥取市	(株)さじ式拾壹	移動販売車1台（普通車バン）	佐治町内	H24.12
倉吉市	(福)和	移動販売車1台（普通車バン）	倉吉・閑金地区	H25.4
岩美町 八頭町 若桜町	鳥取いなば農協	移動販売車4台（マイクロバス、1.5t車、1t車、軽トラック）	各町内全域、福部町、河原町の一部	H22.11～
湯梨浜町	(福)敬仁会	移動販売車1台（普通車バン）	旧羽合・泊地区	H24.12
琴浦町 大山町	(株)ポプラ 赤崎漁協	移動販売車2台（軽トラック）、赤崎漁協と連携 移動販売車1台（軽トラック）、ポプラと連携	旧赤崎町内 旧大山町内	H25.4 H24.10
南部町	(株)米子高島屋	移動販売車1台（1.5t車）	町内全域	H25.4
日野町 江府町	(有)安達商事	移動販売車5台（3t車、2t車2台、軽トラック2台）4店舗経営	町内全域	H18～
日南町	鮮魚やくら (株)和久本商店	移動販売車1台（1.3t車） 空き店舗	生山地区 JR生山駅前	H21.8 H22.6

※主な取扱品目 生鮮食料品（肉類、魚介類、野菜等）、卵、乳類、豆腐、パン、総菜、菓子、日用品など

JR西日本米子支社と鳥取県の連携会議の設置について

平成25年6月7日
交 通 政 策 課
観 光 政 策 課

JR西日本米子支社と鳥取県は、昨年10月から12月に実施した「山陰デスティネーションキャンペーン」で、行政、JR、観光・交通事業者等が一体となって取り組んだことを契機に、今後も、観光振興をはじめとする地域振興を図るため、地域の中長期的な課題を共有し、その解決に向けて協働の取り組みを推進するために「連携会議」を設立しました。

1 連携会議設置の日

5月28日（火）

2 取り組み内容

- (1) 観光振興及び国内外の交流人口拡大に関すること
- (2) 地域資源の活用による山陰のブランド価値向上に関すること
- (3) 駅を核としたまちづくりに関すること
- (4) 鉄道の利便性向上及び利用促進（持続的発展）等、地域交通の課題に関するこ
- (5) 地域の暮らしの安全・安心の確保に関するこ
- (6) その他、協議の上で実施する地域振興に関するこ

3 会議の開催

知事と支社長との意見交換（年2回程度）を実施するとともに、部長レベルでの事務連絡会（年4回程度）を開催する。

4 その他

連携会議の設置に当たり、5月28日県庁第2応接室において、平井知事と横山JR西日本米子支社長による本連絡会議に係る確認書の調印式を行いました。



学校法人鶴鳴学園による中高一貫校設置に係る認可について

平成25年6月7日

教育・学術振興課

学校法人鶴鳴学園による中高一貫校設置に係る認可申請について、平成25年6月4日付けで認可しましたが、その概要は次のとおりです。

本認可により、県内の中高一貫校は3校となります。（東部地区では初）

記

1 認可事項

- ・中学校及び高等学校の設置認可（学校教育法第4条）
- ・学校法人の組織変更認可（私立学校法第31条）

2 設置計画概要

- (1) 設 置 者 学校法人鶴鳴学園（理事長 横井司朗氏、鳥取市湖山町西2丁目228-1）
- (2) 学 校 名 青翔開智（せいしょうかいち）中学校及び青翔開智高等学校
- (3) 建学の精神 「探究」「共成」「飛躍」
情熱と好奇心をもって物事を探究し、自立と協調の両立をはかり、共に成長し、たゆまぬ挑戦と努力の継続でさらなる飛躍を目指す事ができる有為な人材の育成を目指す。
- (4) 所 在 地 鳥取市国府町新通り3丁目301番地2（旧国立鳥取病院跡地）
- (5) 設 置 形 態 中学高校併設型の中高一貫校
- (6) 開 校 時 期 平成26年4月（予定）
- (7) 校地、校舎等
校地 : 14,000平方メートル
校舎（本館、別館） : 2,812平方メートル
体育館 : 513平方メートル
- (8) 定 員 中学：1学年40人（2学級） 40人×3学年=120人
高校：1学年60人（2学級） 60人×3学年=180人
- (9) 生徒募集範囲 全県及び県外

3 認可までの流れ

- (1) 認可申請（申請者→県） 平成25年3月21日
- (2) 鳥取県私立学校審議会へ諮詢、審議、答申 平成25年3月～5月
計画概要説明、申請者に対するヒアリング、現地調査等をおこない、認可適当と答申
- (3) 認可（県→申請者） 平成25年6月4日

